

## 湖南省小規模工事等契約希望者登録要項

### 1. 趣旨、目的

この登録要項は、建設業の許可を受けていない等の理由により、入札参加資格審査（いわゆる入札参加資格者登録）を受けていない方を対象に、湖南省が発注する小規模な工事や修繕の受注を希望する方の登録を受け付け、小規模事業者の受注機会の拡大、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2. 対象工事、金額

湖南省が発注する小規模な建設工事や修繕等  
1件の契約金額が30万円未満のもの

### 3. 登録できる方

- (1) 湖南省内に主たる事業所(本店)を置く方
- (2) 成年被後見人及び被保佐人ならびに破産者でない方
- (3) 市税等を滞納していない方
- (4) 入札参加資格者名簿に登録されていない方
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格または免許等を有する方

### 4. 工事等の種類、登録業種

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事、その他の工事

登録業種は、3業種まで

### 5. 登録方法(登録申請に必要な書類)

- (1) 所定の申請用紙(市役所総務部総務課で配付またはホームページでもダウンロード可能)
- (2) 納税証明書「注1」
- (3) 登録業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

#### 「注1」

納税証明書については、下記の区分により添付してください

法人 ・法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税のうち該当する税  
・代表者の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のうち該当する税

個人 ・代表者の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のうち該当する税

### 6. 登録事項の変更の届出

登録事項に変更が生じた場合は、登録変更・廃止届により、遅滞なくその旨を届出てください。

### 7. 登録者名簿

登録者名簿は、庁内に公開するほか、契約の透明性を図る観点から、一般に公開する場合がありますので、予めご了承のうえ申請してください。

## 8. 法令等の遵守

この要項に基づく契約の履行にあたっては、湖南省契約規則およびその他関係法令を遵守しておこなっていただきます。

## 9. 申請書の書き方

- (1) 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。
- (2) 「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記上の名称を記入し、個人の場合で名称を使用している場合は通称名(屋号)として( )書で記入してください。
- (3) この申請書に押印する印鑑は、見積書や契約書(請書)等に使用する印鑑となります。法人の場合は、代表取締役印を、個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや、シャチハタ等は使用しないでください。なお、必ず朱肉を使用し、押印してください。

## 10. 申請書提出方法

持参による申請とする。(湖南省役所 総務部 総務課 契約検査担当まで)  
平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

## 11. 問い合わせ先

湖南省役所 総務部 総務課 契約検査担当  
電話 0748-71-2313